

財政調整

副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会

事務局：副首都推進局

目 次

1 財政調整の必要性	2
2 制度設計	6
3 財政調整制度の検証	19

◆資料中、特段の注記がない限り、下記のとおりとしている。

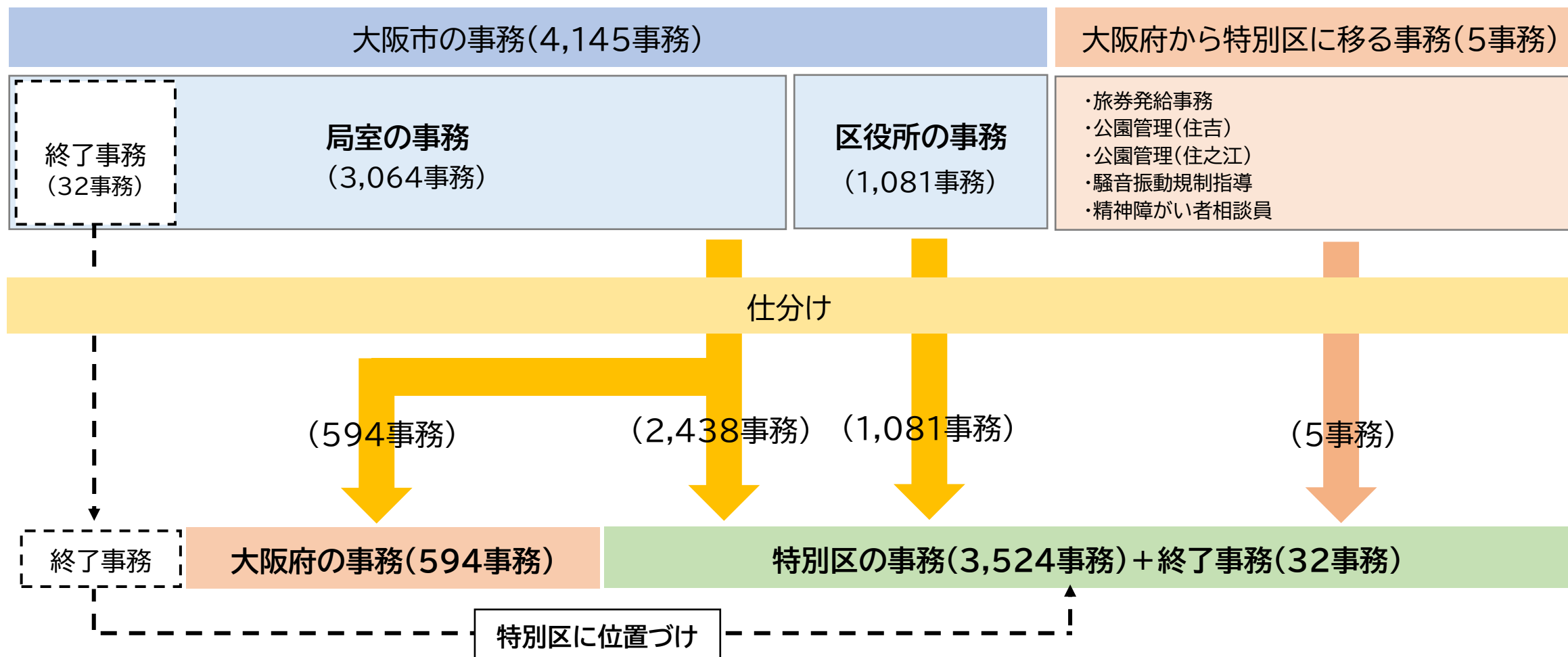
- (1)「一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、
地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税(臨時財政対策債を含む)などをいう
- (2)「歳入」に係る金額については、(1)の「一般財源」の額
- (3)「歳出」に係る金額については、歳出において(1)の「一般財源」を充てた金額の合計額

◆今後、庁内関係所属の確認や本協議会での協議を得て、財政調整制度の内容や試算結果等の各種数値を確定し、特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整について、取りまとめていく。

1 財政調整の必要性

1-1 財政調整制度の設計を行うにあたっての考え方

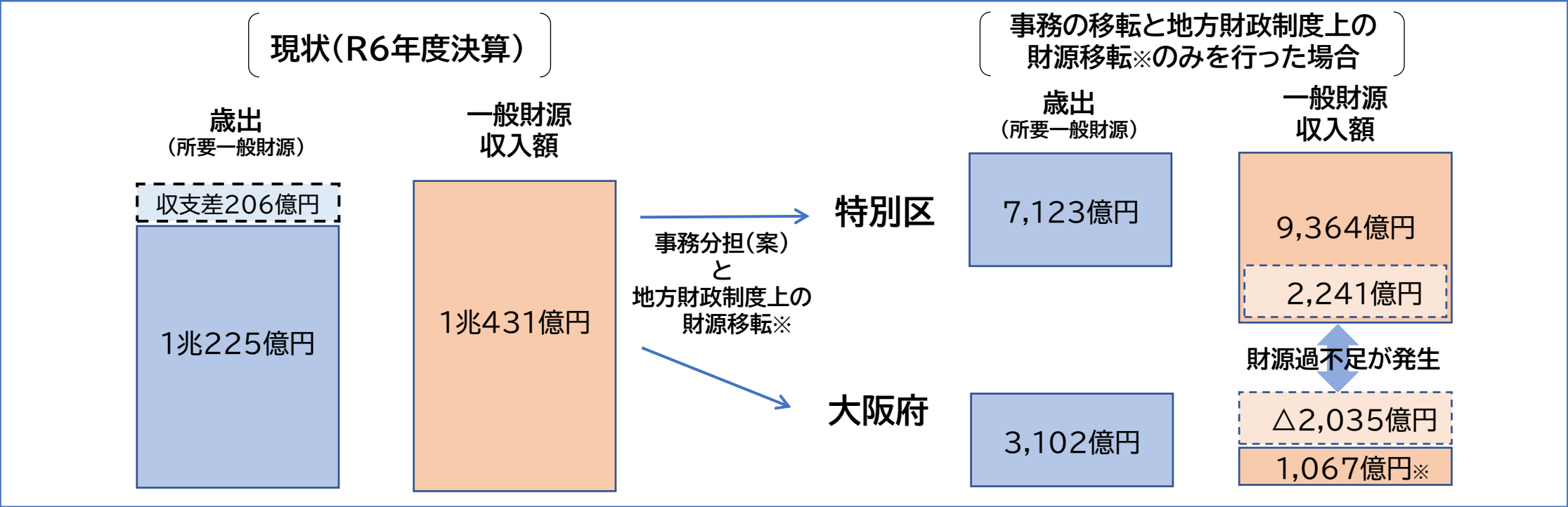
- ◆ 事務分担案による事務の仕分け結果(特別区3,524事務、大阪府594事務)を基に、大阪市の事務にかかる特別区及び大阪府それぞれでの一般財源ベースでの必要経費を算出
- ◆ 大阪府の事務にかかる経費については、特別区の手務となる5事務のみ一般財源ベースでの必要経費を算出
- ◆ 特別区設置に伴い終了する事務にかかる経費については、特別区に位置づけ



1－2 特別区設置に伴い対応が必要な財政面の課題

①特別区と大阪府の事務分担案による財源の過不足

- ◆ 事務分担案に対応する歳出(所要一般財源)と、特別区と大阪府の間で移転する一般財源収入額を比べると、地方財政制度上の財源移転のみでは、特別区の一般財源収入額が多くなり、大阪府の一般財源収入が不足する



※ 地方財政制度により大阪府に移転されることとなる財源（例：個人市民税、地方譲与税、税関連交付金の政令市特例分・地方交付税の一部・宝くじ収益金など）

②特別区間における税源偏在による収支の不均衡

- ◆ 現在の中央区が含まれる第3区や、北区が含まれる第2区に税が集中するなど、各区間での税収差が大きい

R6年度税収	特別区ごとの税収(人口一人当たり)				区間の税収差 (人口一人当たり)
	第1区	第2区	第3区	第4区	
8,305億円	23万円	35万円	43万円	19万円	2.3倍 (第3区／第4区)

1－3 課題を踏まえた制度の方向性

- ◆ 副首都機能の整備と住民サービスの提供が適切に実施できるよう、事務分担案のもと、特別区と大阪府間の適切な財源配分が可能となる、大阪の実情に応じた独自の制度構築をめざす
- ◆ 制度が将来にわたり適切に運用されるよう、透明性が高い特別区重視の仕組みづくりをめざす

【Ⅰ】 特別区財政調整交付金の創設

- ・現行法上の「都区財政調整制度」をベースに、特別区と大阪府の事務分担案や、特別区間における税源の偏在などに対応
- ・大阪府・大阪市がともに地方交付税交付団体であることを踏まえ、財政調整財源に地方交付税相当額(市町村分)を追加
- ・生活保護費等の行政需要の偏在への対応など、大阪の実情を踏まえた制度を設計

【Ⅱ】 目的税交付金の創設

- ・目的税(都市計画税・事業所税)のこれまでの活用状況を踏まえ、財政調整交付金とは別に、事務分担案に応じた目的税の配分ルールを構築

【Ⅲ】 「財政調整特別会計」及び「大阪府・特別区協議会」(ともに仮称)の設置

- ・大阪府に財政調整制度に係る経理を行う特別会計を設置し、財政調整財源や目的税(都市計画税・事業所税)を当該特別会計で直接歳入
- ・大阪府と特別区で構成する協議会を設置し、財政調整財源の特別区・大阪府間の配分割合や、特別区間の交付基準について検証・協議を行い、透明性を確保

2 制度設計

2-1 【I】特別区財政調整交付金

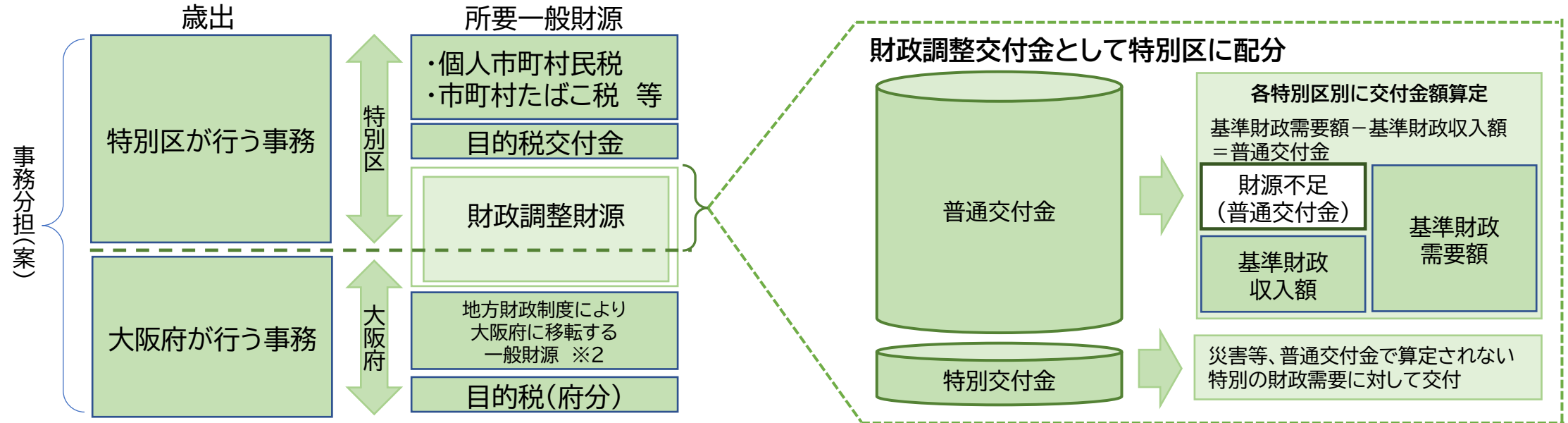
項 目			制度設計の概要	東京都の状況
大阪府と特別区の配分	財 源		①現行制度で財源とされているもの 普通税三税、法人事業税交付金相当額、固定資産税減収補填特別交付金(R8年度で終了予定) ②財源と取り扱う必要があるもの 地方交付税相当額	左記①のみ
	財源配分		・特別区設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分の平均値で算定 (R5～R7試算 特別区:75.1% 大阪府:24.9%) ・特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえ、必要に応じて知事と市長で調整 ・特別区設置によるコストの規模も勘案し、特別加算を検討	特別区:56.0% 東京都:44.0%
	交付金の位置づけ		・特別区固有の一般財源(地方公共団体が自主的判断で利用できる財源)として位置付け	同左
各特別区への配分	普通 交付金	94%	・地方交付税に準じた算定方法により配分(特別区ごとに基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、不足額を交付) 基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額(交付額) 基準財政 需要額 ・地方交付税に準じ、各経費の種類について、単位費用に測定単位や補正計数を乗じて得た額を積み上げ ・大阪特有の実情を反映するため、扶助費の一部について実額を加算 (生活保護費、障がい者自立支援給付、障がい児通所給付、児童扶養手当) ・高度な住民サービス等、市独自の事業実施にかかる財源枠を加算 ・大阪市が過去に発行した地方債の償還に係る費用のうち特別区負担分を全額算入 基準財政 収入額 ・地方交付税に準じた対象税目に基準税率を乗じる ・標準的な地方税収入×基準税率85%＋地方譲与税等	○基準財政需要額 ・地方交付税の算定に準拠 ・その他行政費として基準税率差10%相当分を特別区の人口比で配分 ○基準財政収入額 ・同左
		割合は地方交付税に準拠		
	特別 交付金	6%	・特別な財政需要等に応じて配分 ・特別区設置後当面の間はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分	・特別な財政需要等に応じて配分
一時的な資金不足への対応			・財政調整交付金交付概算払い等の制度を構築	—

2-1 【I】特別区財政調整交付金

(1) 制度概要及び財源配分手法について

- ◆ 財政調整財源を一旦大阪府で収入し、大阪府がその一定割合を特別区財政調整交付金として特別区へ配分
- ◆ 特別区財政調整交付金は普通交付金と特別交付金とし、いずれも一般財源※1とする
- ◆ 普通交付金は、地方交付税に準じて基準財政需要額及び基準財政収入額を算定し、その差額を交付
- ◆ 特別交付金は、災害等、普通交付税で算定されない特別の財政需要に対して交付

【財源配分手法のイメージ】



※1 一般財源とは、財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税・地方譲与税・税交付金・地方交付税(臨時財政対策債を含む)等をいう

※2 地方財政制度により大阪府に移転する一般財源・・・下記の一般財源が該当

- ・市民税: 個人住民税所得割のうち、政令指定都市が行う義務教育人件費負担にかかる分が、市民税から府民税に振替
- ・地方譲与税・税関連交付金: 政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方揮発油譲与税、軽油引取税交付金や、国有資産等所在市町村交付金、特別とん譲与税等が法令等により交付先が府に変更
- ・地方交付税: 基準財政需要額の算定において、大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「義務教育人件費」などが都道府県分事務して算定
- ・宝くじ収益金: 制度上、都道府県及び政令指定都市が宝くじの発行主体となっているため、収益金が発行主体である大阪府の収入に変更

2-1 【I】特別区財政調整交付金

(2)財政調整財源の選択

- ◆ 一定の税収規模があり、かつ、税源が偏在している普通税三税・法人事業税交付金相当額を財政調整財源とする
- ◆ 大阪府・大阪市ともに地方交付税の交付団体であることを踏まえ、地方交付税相当額(市町村分)を追加
- ◆ さらに、特別区設置によるコストの規模も勘案し、特別加算を検討

財政調整財源		財政調整財源とする理由等																
※1 現行法上	・普通税三税 （法人市町村民税 固定資産税 特別土地保有税※2）	・財政調整では、「特別区と大阪府間の財源配分」と「特別区相互間の財源調整」に対応する必要があるため、一定の税収規模があり、かつ、税源が偏在している税目が適当																
	・法人事業税交付金相当額																	
			<table><tr><th>主要税目</th><th>R6年度税収</th><th colspan="2">特別区間格差(人口一人あたり)</th></tr><tr><td>法人市町村民税</td><td>1,353億円</td><td colspan="2">4.4倍(最大:第3区 最小:第4区)</td></tr><tr><td>固定資産税</td><td>3,332億円</td><td colspan="2">3.1倍(最大:第3区 最小:第4区)</td></tr><tr><td>法人事業税交付金</td><td>175億円</td><td colspan="2">3.4倍(最大:第3区 最小:第4区)</td></tr></table>	主要税目	R6年度税収	特別区間格差(人口一人あたり)		法人市町村民税	1,353億円	4.4倍(最大:第3区 最小:第4区)		固定資産税	3,332億円	3.1倍(最大:第3区 最小:第4区)		法人事業税交付金	175億円	3.4倍(最大:第3区 最小:第4区)
主要税目	R6年度税収	特別区間格差(人口一人あたり)																
法人市町村民税	1,353億円	4.4倍(最大:第3区 最小:第4区)																
固定資産税	3,332億円	3.1倍(最大:第3区 最小:第4区)																
法人事業税交付金	175億円	3.4倍(最大:第3区 最小:第4区)																
追加	・地方交付税相当額 （市町村分）	・大阪府・大阪市ともに、地方交付税の交付団体であることを踏まえ、市町村分を追加(P27参照)																
		<table><tr><th>地方交付税(R6決算)</th><th>総額</th><th>うち地方交付税</th><th>うち臨時財政対策債※</th></tr><tr><td>大阪府</td><td>3,864億円</td><td>3,672億円</td><td>192億円</td></tr><tr><td>大阪市</td><td>522億円</td><td>465億円</td><td>57億円</td></tr></table>	地方交付税(R6決算)	総額	うち地方交付税	うち臨時財政対策債※	大阪府	3,864億円	3,672億円	192億円	大阪市	522億円	465億円	57億円				
	地方交付税(R6決算)	総額	うち地方交付税	うち臨時財政対策債※														
	大阪府	3,864億円	3,672億円	192億円														
	大阪市	522億円	465億円	57億円														
		(臨時財政対策債の発行は、「地方財政法第33条の5の2」により、令和7年度までの特例とされている)																
	・特別加算	・特別区設置によるコストの規模も勘案し、金額や手法について今後検討																

※1 令和3～8年度の間、固定資産税減収補填特別交付金も財源に追加 ※2 特別土地保有税は課税停止中

→ 現行法上、財政調整財源は普通税三税等に限られていることから、財源の追加・加算には法改正が必要

2-1 【I】特別区財政調整交付金

(3)特別区と大阪府間の財源配分

①配分割合の算定方法

- ◆ 事務分担案に応じて、特別区と大阪府に配分
- ◆ 配分割合は、下記の算定方法により、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分の平均値で算定
- ◆ なお、特別区設置の日までの地方財政制度の動向などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

【算定方法】

1)歳出側の算定

- ・大阪市の歳出決算額から、事務分担案に応じて、特別区が実施する事務に係る所要一般財源額(A)と大阪府が実施する事務に係る所要一般財源額(B)を算出
- ・公債費(既発債)の償還に係る負担割合についても、既発債の残高を事務分担案により区分することで算出し、上記(A)・(B)に反映

2)歳入側の算定

特別区の自主財源等(C)と地方財政制度により大阪府に移転する一般財源等(D)を算出

3)必要財政調整額の算定

特別区及び大阪府の必要財政調整額(不足額)を算定

$$\left. \begin{array}{l} (E) \text{ 必要財政調整額(特別区)} \cdots A - C \\ (F) \text{ 必要財政調整額(大阪府)} \cdots B - D \end{array} \right\} (G) \text{ 必要財政調整額}(E + F)$$

4)特別区と大阪府間の財政調整財源の配分割合の算定

必要財政調整額の特別区と大阪府の割合を財政調整財源の配分割合として算定

- 特別区への配分割合 $\cdots E / G \times 100 (\%)$ (小数点第二位を四捨五入)
- 大阪府への配分割合 $\cdots F / G \times 100 (\%)$ (小数点第二位を四捨五入)

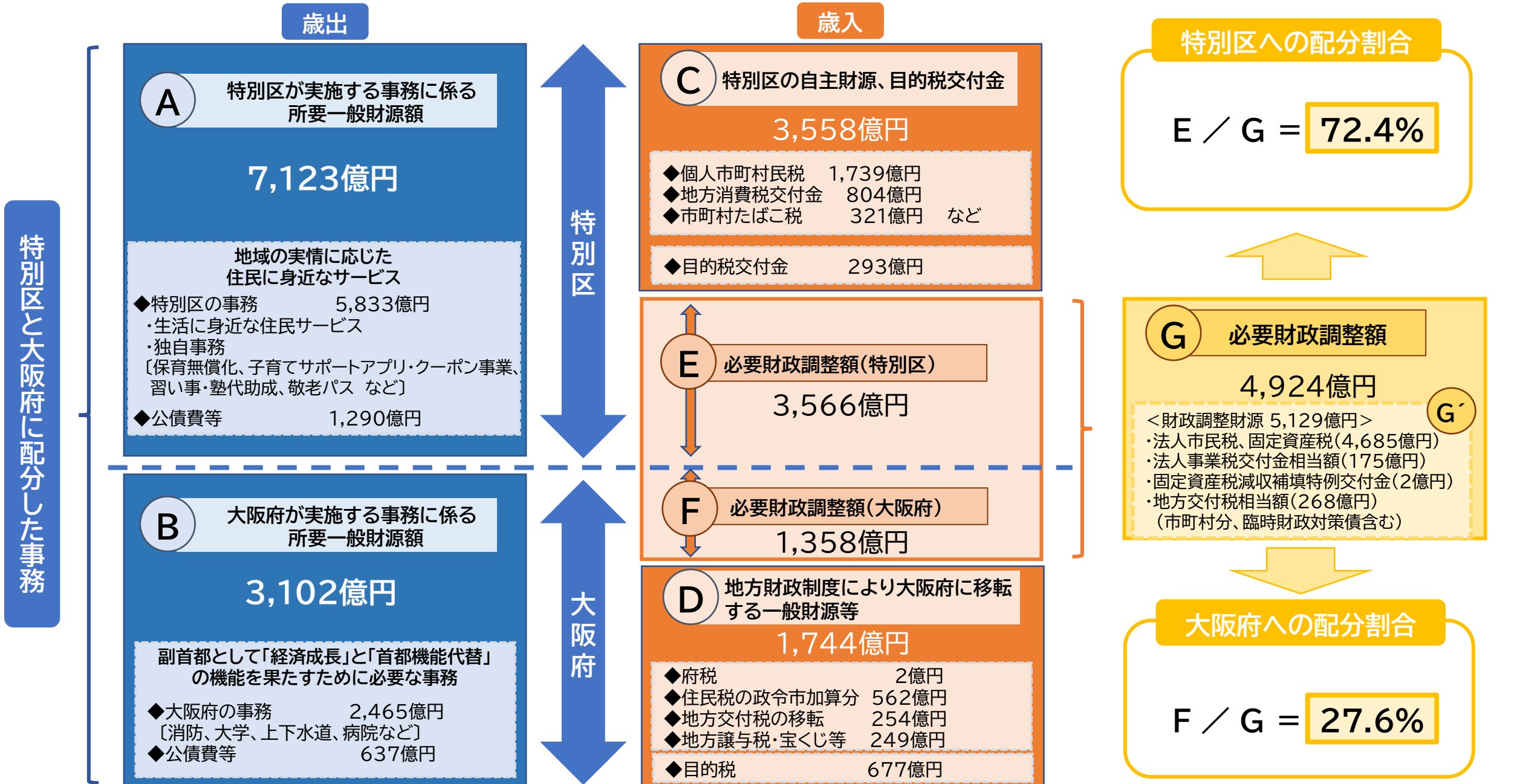
5)特別区設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分の平均値を算定

<参考>R5～R7で試算した場合>

年度	特別区	大阪府
R5	75.2%	24.8%
R6	72.4%	27.6%
R7	77.6%	22.4%
3年平均	75.1%	24.9%

※R7は決算見込み額から算出

【配分割合の試算】～令和6年度決算ベース～



※必要財政調整額(G)と財政調整財源(G')の差額が生じ、不足額がある場合は、配分割合に応じて特別区と府で行財政改革等の対応が必要。余剰がある場合は、財源として活用が可能

※1億円未満については四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある

2-1 【I】特別区財政調整交付金

(4)各特別区への配分

①基準財政需要額の算定方法

(ア)地方交付税の算定に準拠		
地方交付税に準拠して積上げ算定 ○個別算定経費 ・土木費(道路橋りょう費、公園費など) ・教育費(小学校費、中学校費など) ・厚生費(生活保護費、社会福祉費など) ・総務費(徴税费、地域振興費など) など ○包括算定経費(人口、面積に応じて算定) ○公債費(特別区設置後の新発分)	特別区の標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定 (地方交付税の法令に定められた単位費用及び測定単位を基本に算定) 単位費用 × 測定単位 × 補正計数 (測定単位1当たり費用) (道路延長や人口など) (人口規模等の段階補正など)	
(イ)大阪特有の実情を反映するため生活保護費等の義務度の高い経費を加算		
生活保護費、障がい者自立支援給付、 児童扶養手当、障がい児通所給付	前年度決算額 − 地方交付税に準拠して算定した額(重複分)	
(ウ)大阪市内で発行した地方債(既発債)の償還に係る費用を全額加算		
大阪市内で発行した地方債の償還に係る費用 (既発債の公債費)のうち特別区負担分	(既発債の公債費 − 特定財源を充当する公債費) − 目的税交付金による負担分	
(エ)高度な住民サービス等の市独自事業枠		
市独自の事業実施にかかる財源枠※ (高レベルサービス等)	人口按分	

※留保財源とあわせて特別区長の政策選択に活用 事業例として、大阪市で実施している単独事業(保育無償化、子育てサポートアプリ・クーポン事業、習い事・塾代助成、敬老パスなど)が想定される

2-1 【I】特別区財政調整交付金

②基準財政収入額の算定方法

標準的な地方税収入

- 個人市町村民税 ※1
- 軽自動車税
- 市町村たばこ税
- 利子割交付金
- 配当割交付金
- 株式等譲渡所得割交付金
- 地方消費税交付金 ※2
- 地方特例交付金

- ・地方交付税に準じ、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象税目とする
- ・基準税率は、85%（地方自治法施行令第210条の12第1項）
（残り15%は、各特別区が独自施策等を行うための留保財源）

標準的な地方税収入

×

基準税率
85%

※1 個人市町村民税のうち、三位一体改革における所得税から個人市町村民税への税源移譲分は、基準税率100%

※2 地方消費税交付金のうち、社会保障施策に要する経費に充てることとされた地方消費税の税率引き上げ分は、基準税率100%

地方譲与税等

- 地方揮発油譲与税
- 自動車重量譲与税
- 航空機燃料譲与税
- 森林環境譲与税
- 交通安全対策特別交付金

標準的な地方税収入

×

基準税率
100%

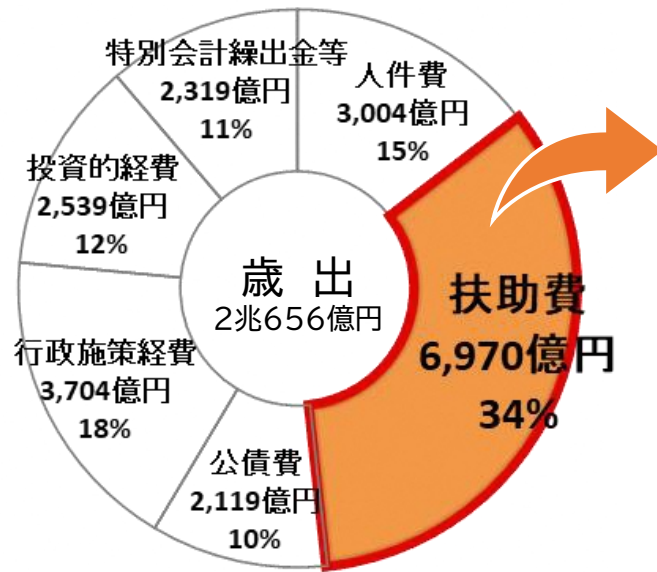
2-1 【I】特別区財政調整交付金

【大阪特有の実情を踏まえた制度設計】(①(イ)、(ウ)、(エ)について)

(イ)生活保護費等の義務度の高い経費の加算算定

- ◆ 生活保護費などの扶助費は、義務度の高い経費であり、歳出全体に占める割合が高く、各特別区間の偏在も大きい
- ◆ また、地方交付税の算定に係る、扶助費の一部(生活保護費、児童扶養手当、障がい者自立支援給付、障がい児通所給付)について、大阪市が国に財政需要の適切な算入や全額算入を求めている状況
- ◆ 以上を踏まえ、大阪市が国に求めている上記4項目については、各特別区の事業実績に応じて基準財政需要額に算入

【令和6年度大阪市一般会計決算】



項 目	決算額 (扶助費に占める割合)
生活保護費	2,664億円(38%)
障がい者自立支援給付※	1,536億円(22%)
障がい児通所給付	366億円(5%)
児童扶養手当	127億円(2%)

※広域の事務に位置づけられている精神・育成医療分除く

《人口一人あたりの偏在状況(所要一般財源)》 ※R6決算ベース

	生活保護費	生活保護費除く 扶助費3項目
最大区	(第3区)33千円	(第4区)24千円
最小区	(第2区)12千円	(第2区)17千円
偏在	2.7倍	1.4倍

2-1 【I】特別区財政調整交付金

(ウ)大阪市で発行した地方債(既発債)の償還に係る費用の全額加算(※詳細はP26参照)

- ◆ 発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還
- ◆ 償還費の負担割合は、事務分担案に応じて、公債残高の比率で特別区と大阪府に振り分け、特別区間は人口按分とする(特別区と大阪府の振り分け R6決算ベースで特別区65%、大阪府35%)
- ◆ 各特別区が負担する償還費については、財政調整により必要な財源を確保
- ◆ 目的税交付金で別途負担する費用や公債費に充当する特定財源を充てる費用を除き、基準財政需要額に全額算入

(エ)高度な住民サービス等の市独自事業実施にかかる財源の確保

- ◆ 保育無償化、子育てサポートアプリ・クーポン事業、習い事・塾代助成、敬老パスなど、現在大阪市が行っている高度な住民サービス等が継続できるよう、事業の実施にかかる財源枠を設定
- ◆ ただし、実際にどのような事業を実施するかについては、各特別区長の裁量による

(5)特別区の一時的な資金不足への対応

- ◆ 財政調整制度の導入により、各特別区での資金収支のタイミングが変わることから、一時的な資金不足の可能性が懸念
- ◆ 資金需要に配慮した、財政調整交付金交付概算払い等の制度を構築

2-2 【Ⅱ】 目的税交付金

- ◆ 大阪府が徴収する目的税二税(事業所税、都市計画税)は、大阪市での過去の充当実績を勘案し、事務分担案に応じて、特別区と大阪府に仕分けられた事業に充当することとし、目的税交付金を創設して特別区に配分
- ◆ 特別区と大阪府の配分割合は、各年度の充当状況の変動を見るため、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分の平均値で算定
- ◆ なお、直近の大型事業への充当等、特別区設置の日までの事業の状況などを踏まえて、必要に応じて知事と市長で調整

【目的税交付金制度の概要】

交付金の財源	都市計画税 675億円、事業所税 294億円（R6年度決算）
特別区と大阪府の配分算定方法	・配分割合は、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの3年度分の平均値で算定(R5～R7平均:特別区33.4%、大阪府66.6%) ・直近の大型事業への充当状況等を考慮
各特別区への配分	・人口及び面積といった客観的指標で配分 ・既存事業に係る財政負担に配慮
交付金の使途	地方税法に定める都市計画税及び事業所税の使途とする

【充当事業の特別区と大阪府への配分試算】（R6決算ベース）

	配分先	主な充当事業	充当額
都市計画税	特別区	都市公園・街路・文化振興施策・区画整理	131億円
	大阪府	下水道・都市公園・鉄道整備・高速道路・道路橋りょう・街路・文化振興施策・区画整理	545億円
事業所税	特別区	道路橋りょう・学校施設・河川・公園・児童福祉施設・社会福祉施設	163億円
	大阪府	道路橋りょう・消防・河川・公園・公立大学	132億円

※1億円未満については四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある

（参考）R5～R7での試算結果

		R5	R6	R7	3年平均
都市計画税	特別区	134億円	131億円	146億円	137億円 (20.2%)
	大阪府	521億円	545億円	557億円	541億円 (79.8%)
事業所税	特別区	217億円	163億円	185億円	188億円 (63.8%)
	大阪府	73億円	132億円	117億円	107億円 (36.2%)
配分割合	特別区	37.1%	30.2%	33.0%	33.4%
	大阪府	62.9%	69.8%	67.0%	66.6%

（R7は資料作成時点の暫定値）

（参考）東京都の状況

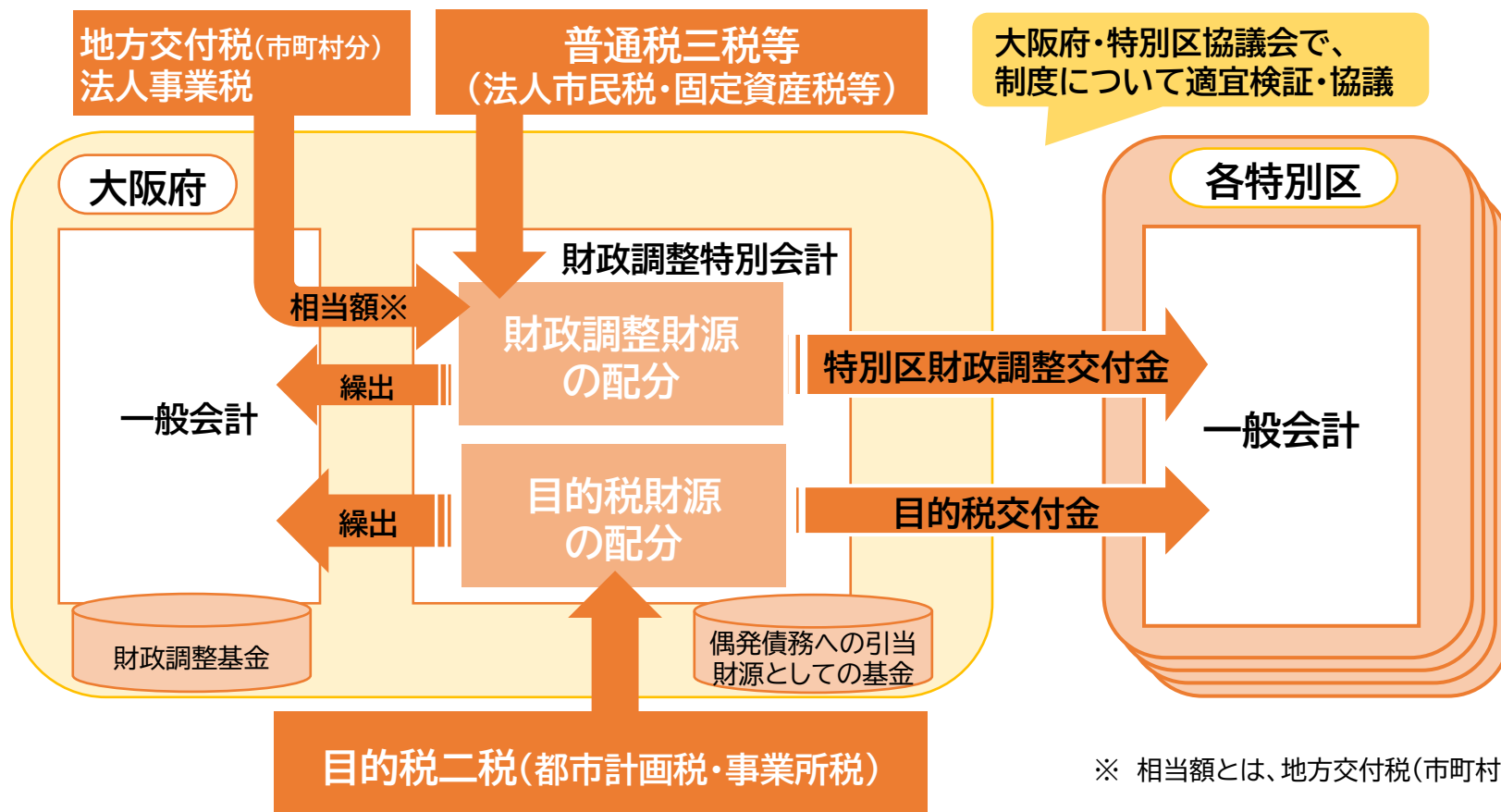
- ・都市計画税の一部を交付金として特別区に配分（R8予算ベースで約10%）
- ・事業所税を特別区に配分する制度はなし

2-3 【Ⅲ】「財政調整特別会計」及び「大阪府・特別区協議会」（ともに仮称）

(1)「財政調整特別会計(仮称)」の設置

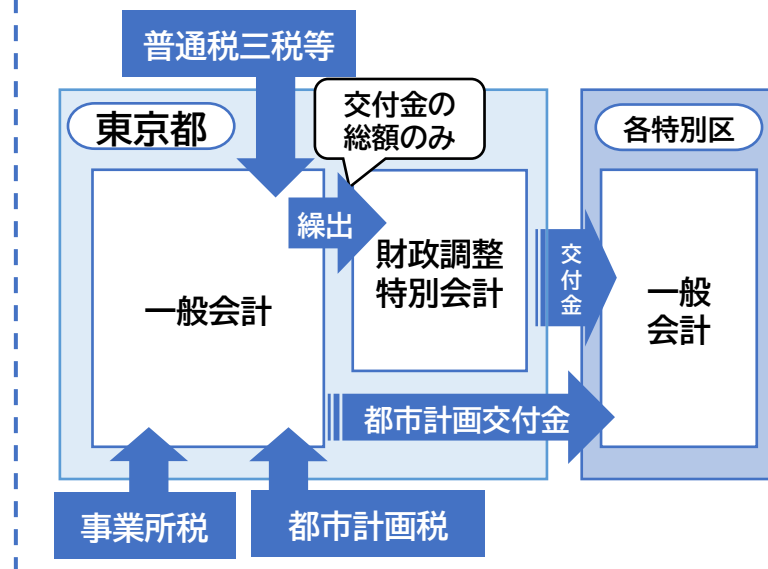
- ◆ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行い、大阪府の一般会計とは別管理することで透明性を確保
- ◆ 規模の大きな偶発債務(損失補償の債務)への引当財源として大阪府に承継した基金も大阪府の他の基金とは別管理

【財政調整財源等の流れ】



<参考> 東京都の会計の仕組み

- ・財政調整財源を一般会計で歳入
- ・財政調整交付金の総額のみ特別会計へ繰出し
- ・都市計画税の一部を都市計画交付金として交付



※ 相当額とは、地方交付税(市町村分)と法人事業税交付金の合計額を言う

2-3 【Ⅲ】「財政調整特別会計」及び「大阪府・特別区協議会」（ともに仮称）

(2)大阪府・特別区協議会(仮称)における協議

(基本的な考え方)

- ◆ 特別区と大阪府間の財源配分割合が適正であることについて、原則として大阪府側が説明責任を負う
- ◆ 大阪府に配分された財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当
- ◆ 税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議
- ◆ 特別区間の交付基準については、地方交付税制度や地方財政計画の動向等を踏まえて、毎年度精査

【財源の特別区と大阪府間の配分割合】

- ・ 大阪府は、財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告
- ・ 大阪府の報告内容や、特別区の財政状況、その他社会情勢等を踏まえて、協議会で財源配分割合の妥当性等について検証
- ・ 特別区から意見や協議の要請があれば、協議会で議論を行い、必要に応じて協議
- ・ 配分割合を変更する場合は、府条例を改正

【特別区間の交付基準】

- ・ 基準財政需要額、基準財政収入額
 - ✓ 地方交付税の算定に準拠する事項の精査(算入する経費の種類、単位費用、測定単位、補正係数等)
 - ✓ 大阪特有の実情を反映するため加算している経費の検証
- ・ 普通交付金と特別交付金の割合
 - ✓ 地方交付税での取り扱いを踏まえて精査

3 財政調整制度の検証

3－1 財政調整制度の検証方法

■ 財政調整制度の検証にあたって

- ◆ 財政調整制度は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、特別区と大阪府の事務分担案や、特別区間における税源格差などに対応するための制度として設計
- ◆ 下記の視点で、各特別区の状況について、R6年度決算データを用いて検証

収支の状況

✓ すべての特別区において収支が均衡するか

税の偏在の解消状況

✓ 特別区間の歳入格差が、大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

裁量経費の配分状況

✓ 特別区間の裁量経費の格差が大阪府内都市間の格差や大阪市隣接9市間の格差と同程度となるか

- ◆ 裁量経費は、特別区長がマネジメントできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額(標準的な行政サービスを行うのに必要な経費)を超える一般財源の額を算定

【前提条件】

歳入及び歳出	• R6年度の一般会計決算を用いて算定(税等一般財源ベース)
地方交付税の算定	• 地方交付税額は、R6年度における大阪市の算定額をベースに算定 • 特別区の標準的な行政水準における補正係数等を適用
財政調整財源	• 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額及び地方交付税相当額 ※R6時点では臨時財政対策債の発行があるため、地方交付税相当額には臨時財政対策債も含む
特別区と大阪府間の配分	• 財政調整財源の配分割合は、特別区72.4%、大阪府27.6% ※R6年度の一般会計決算をベースにした検証のため、3カ年平均の値ではなくR6年度(単年度)の値を用いている • 公債費の負担割合は、特別区65%、大阪府35%
財政調整交付金の配分 (特別区間の配分)	• 普通交付金94%、特別交付金6% • 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準ずる(義務度の高い経費(生活保護費、児童扶養手当、障がい者自立支援給付、障がい児通所給付)は加算) • 基準財政収入額の算定は、地方交付税に準ずる(標準税等の算入率は85%)
目的税	• 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分 • 配分割合は、特別区30.2%、大阪府69.8% ※R6年度の一般会計決算をベースにした検証のため、3カ年平均の値ではなくR6年度(単年度)の値を用いている

※ 現行の各行政区別の決算が存在しないため、R6年度における一般会計決算額を各行政区別で把握可能なものは積み上げ、把握が困難なものは人口按分等により推計を行った

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

※ この資料では、歳出額を一般財源を充てた金額としているため、決算剰余金は生じていない

3-2 財政調整制度の検証結果

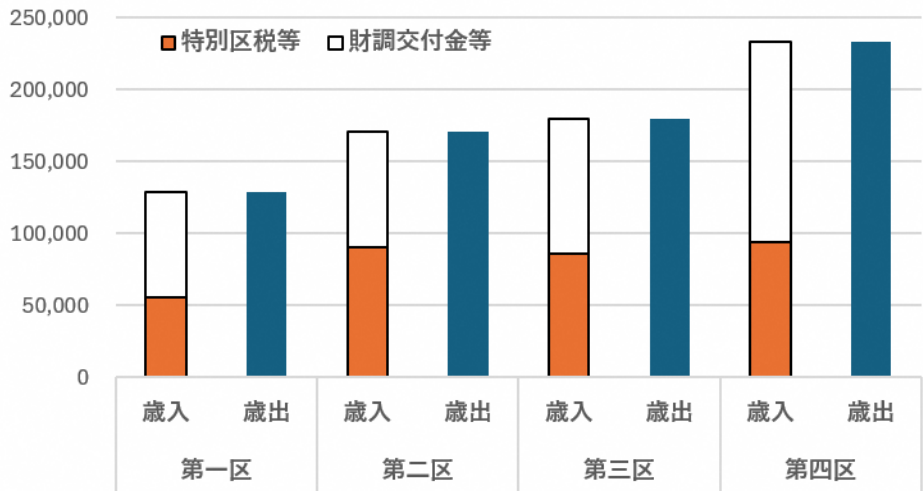
	収支の状況	税の偏在の解消状況	裁量経費の配分状況
視点	・全ての特別区において収支が均衡するか	・特別区間の収入格差が、府内の都市や東京都特別区の格差と同程度か	・特別区間の裁量経費の格差が府内の都市と同程度か
特別区における状況	<u>全ての区で収支均衡</u>	<u>最大四区／最小二区</u> 1.1倍	<u>最大二区／最小四区</u> 1.3倍
府内都市の状況	—	府内都市間の格差 1.4倍 大阪市隣接9市間の格差 1.3倍	府内都市間の格差 2.0倍 大阪市隣接9市間の格差 1.4倍
東京特別区の状況	—	東京都特別区での格差 2.0倍	—
まとめ	全ての区で収支均衡	府内都市間、大阪市隣接9市間、東京都特別区間の格差の範囲内に収まっている	府内都市間、大阪市隣接9市間の格差の範囲内に収まっている

3つの視点すべてで他自治体と比較し、財政調整制度が適切に機能していることを確認

(検証結果詳細)

①収支の均衡状況

全ての区で収支は均衡



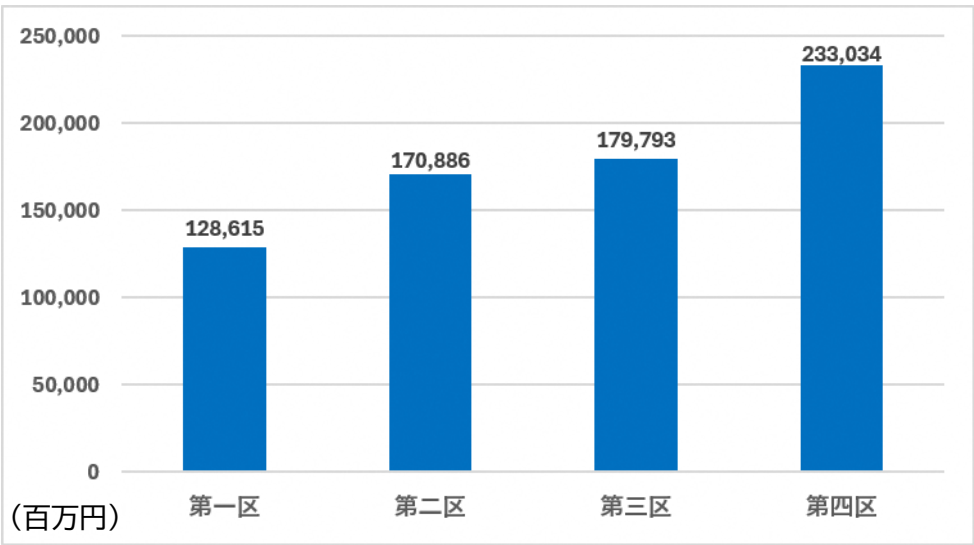
(百万円)

	歳出 [A]	歳入						
		特別区税等 (自主財源) [B]	目的税 交付金 [C]	財政調整交付金		臨時財政 対策債 [F]	歳入計 (B~F) [G]	
				普通交付金 [D]	特別交付金 [E]			
第一区	128,615	55,316	6,791	63,788	2,472	247	128,615	0
第二区	170,886	90,847	6,708	64,003	9,085	242	170,886	0
第三区	179,793	86,048	7,249	81,724	4,454	318	179,793	0
第四区	233,034	94,234	8,562	124,445	5,305	488	233,034	0
合計	712,327	326,446	29,310	333,960	21,317	1,295	712,327	0

収支均衡

②—1 歳入規模

最小区で概ね東大阪市並みの歳入規模



(参考)

大阪府内の政令指定都市・中核市の歳入規模

○政令指定都市 ・堺市(2,594億円)

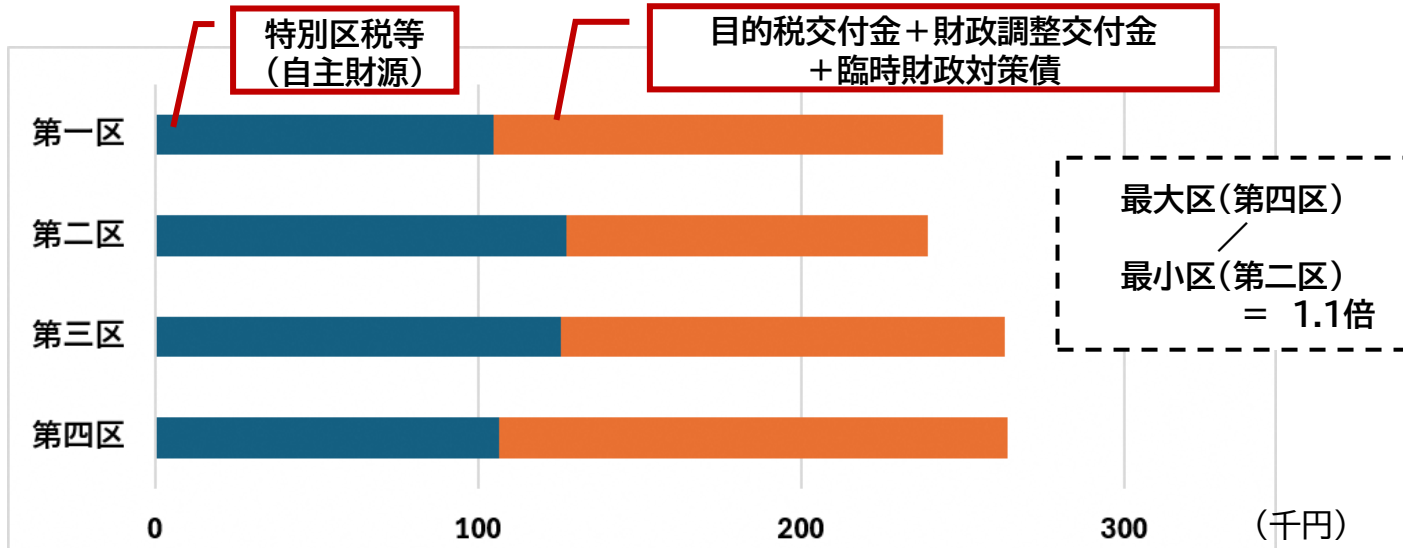
○中核市 ・東大阪市(1,290億円) ・豊中市(1,039億円)

・枚方市(926億円) ・高槻市(824億円)

(検証結果詳細)

②-2 人口一人当たりの歳入

人口一人あたりの格差は1.1倍



区名称	R7年 国勢調査 人口 (人)	歳入 (百万円)	人口一人当たり (円)				計
			特別区 税等 (自主財源)	目的税 交付金	財政調整 交付金	臨時財政 対策債	
第一区	527,671	128,615	104,831	12,871	125,570	469	243,740
第二区	714,116	170,886	127,216	9,393	102,348	339	239,297
第三区	683,773	179,793	125,843	10,601	126,033	464	262,942
第四区	883,064	233,034	106,713	9,696	146,931	552	263,892
合計/平均	2,808,624	712,327	116,230	10,436	126,495	461	253,621

1.1倍

(参考)

大阪府内都市の歳入状況
最大:堺市(322,930円)
最小:茨木市 (229,108円)
格差1.4倍

大阪市隣接9市※1の歳入状況
最大:門真市(300,581円)
最小:吹田市(232,914円)
格差1.3倍

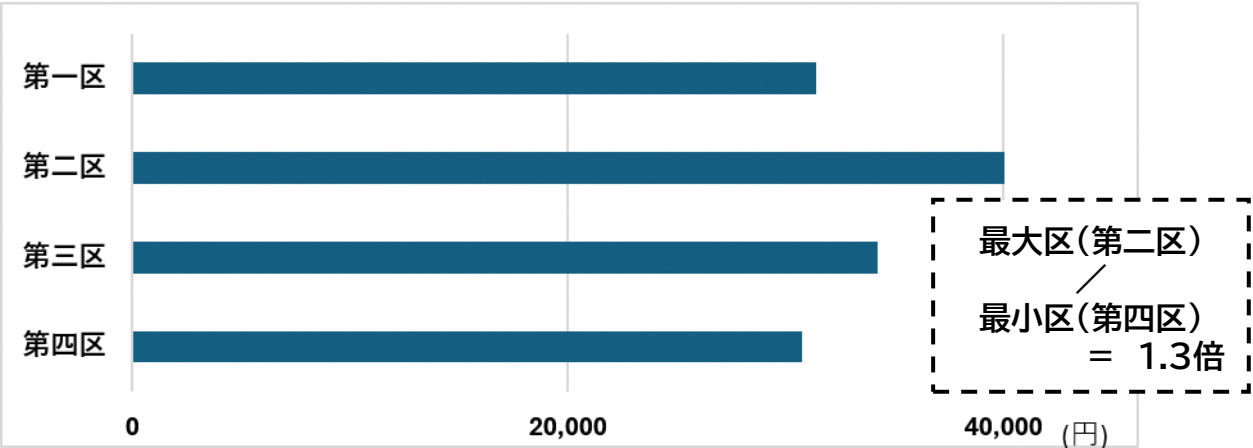
東京特別区の歳入状況
最大:港区(516,545円)※2
最小:世田谷区(254,169円)
格差2.0倍

※1 堺市は政令指定都市のため除く
※2 千代田区は数値が突出しているため除く

(検証結果詳細)

③人口一人あたりの裁量経費

裁量経費の格差は1.3倍



区名称	R7年 国勢調査 人口 (人)	歳入 [A] (百万円)	基準財政 需要額 [B] (百万円)	裁量経費 [A]-[B] (百万円)	人口一人 当たり (円)
第一区	527,671	128,615	112,050	16,565	31,392
第二区	714,116	170,886	142,263	28,623	40,081
第三区	683,773	179,793	156,410	23,383	34,197
第四区	883,064	233,034	205,886	27,148	30,743
合計/平均	2,808,624	712,327	616,609	95,719	34,080

1.3倍

(参考)

大阪府内都市の裁量経費の状況

最大: 泉佐野市(121,790円)※1

最小: 河内長野市(62,183円)

格差 2.0倍

大阪市隣接9市※2の裁量経費の状況

最大: 摂津市(105,771円)

最小: 八尾市(77,021円)

格差 1.4倍

※1 数値の突出した箕面市(165,697円) 格差2.7倍を除く

※2 堺市は政令指定都市であるため隣接市から除いている

参考資料

資料名	ページ
公債費（既発債）について	P26
地方交付税の一体算定・合算算定	P27
東京都の財政上の特例	P28

公債費（既発債）について

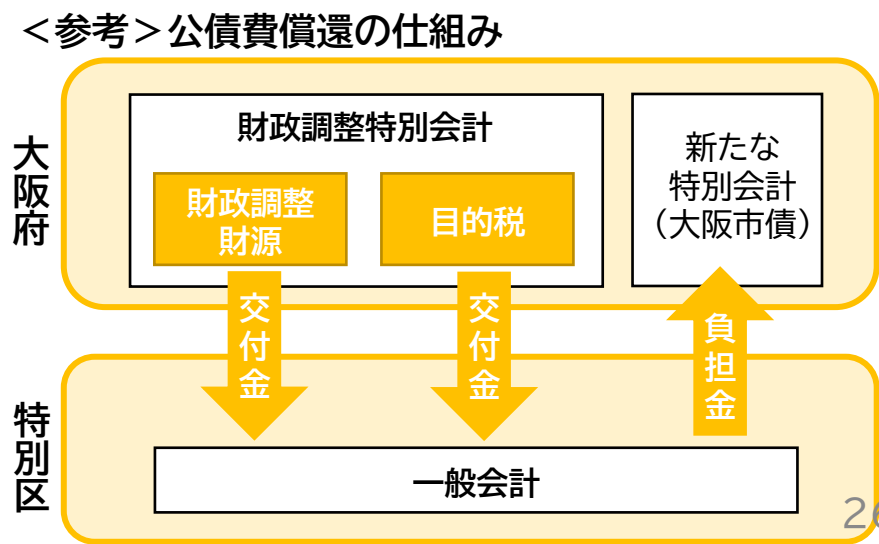
- ◆ 「財産・債務について」のとおり、発行済みの大阪市債は、大阪府に一元化して承継し、償還することを基本とする
- ◆ 償還に係る公債費の負担割合は、特別区が65%、大阪府35%(既発債の残高を事務分担案により区分)
- ◆ 各特別区及び大阪府の負担額は、財政調整により必要な財源を確保
- ◆ 既発債の公債費は毎年減少。この減少分に充てていた財源は、新規発行債の償還等に充当可能
(なお、臨財債の減少分の取り扱いは、今後の地方財政制度の状況を鑑み、特別区設置の日までに知事・市長の間で取り扱いを協議)

R6年度末市債残高の内訳(一般会計)		(億円)		
区 分		合 計	特別区	大阪府
普通債	まちづくり・都市基盤整備	8,875	3,334	5,541
	うち道路・橋りょう等	2,608	437	2,171
	住宅	1,616	1,616	0
	港湾	1,377	0	1,377
	鉄道	1,134	125	1,010
	区画整理	1,020	998	22
	教育	1,431	1,283	148
	うち幼稚園・小中学校	1,243	1,243	0
	消防・防災	324	70	255
	産業・市場・都市魅力	950	147	803
	うち文化・スポーツ施設等	437	142	296
	健康・保健・環境(一般廃棄物施設等)	435	133	302
	こども・福祉(老人福祉・生活福祉等)	318	318	0
	住民生活・自治体運営(本庁舎・区庁舎等)	174	174	0
	計	12,508	5,458	7,050
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	7,457	7,457	0
計		19,965	12,915(65%)	7,050(35%)
対象から除外	R6年度までに廃止・償還満了	12	-	-
合 計		19,978	-	-

※端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある

【財政調整による必要な財源の確保方法】

- ・財政調整交付金の配分(各特別区へは人口を基本に按分し、財政調整交付金(普通交付金)の基準財政需要額に全額算入することにより償還財源を保障)
- ・目的税交付金の配分(大阪市の過去の充当実績に基づき配分)

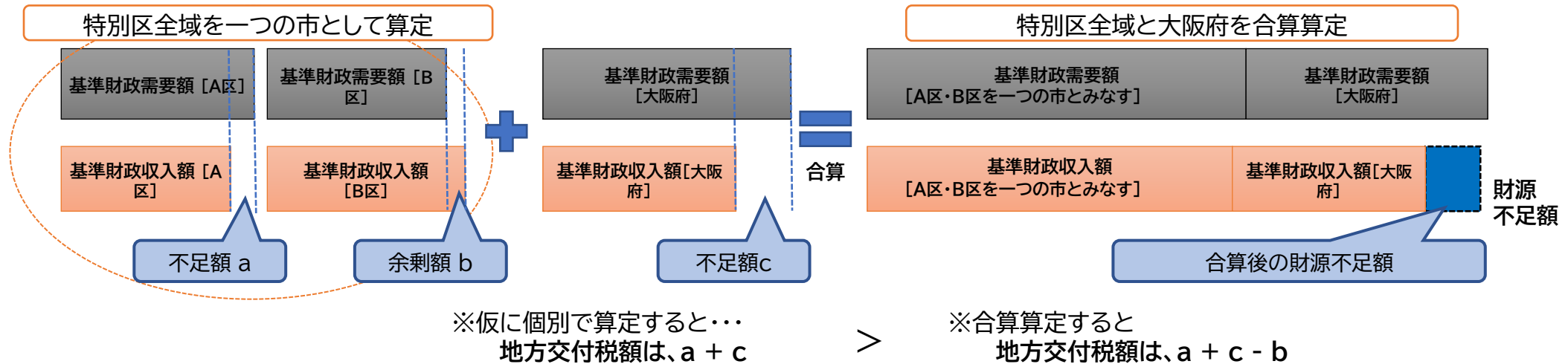


地方交付税の一体算定・合算算定

- ◆ 地方交付税法では、都の特例として、都全域を道府県とみなし、特別区全域を一つの市とみなして、それぞれに算定した基準財政需要額及び基準財政収入額の各合算額を都の交付税算定として用いるとされている

◆合算算定の概略

特別区全域を一つの市とみなすため、現行の算定方法と大きく変わることがなく、地方交付税総額が増えない



<地方交付税法第21条(都の特例)>

都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

<地方制度調査会答申(H25.6.25)>

- ・ 道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意すべき
- ・ 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・ 道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき

東京都の財政上の特例

項 目	概要
税制上の特例 (都税とされる市町村税)	・次の市町村民税を都税として東京都が徴収(地方税法第734条及び第735条) ➢ 普通税三税(法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税) ➢ 目的税二税(都市計画税、事業所税)
地方交付税の 合算算定	・特別区全体を一つの市とみなし、東京都と合わせて算定(地方交付税法第21条) ※ただし、東京都は地方交付税不交付団体のため、実際の交付はなし
特別区財政調整 交付金	・都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、普通税三税等の一定割合を、交付金として特別区に交付(地方自治法第282条第1項及び第2項) ・普通税三税等を都と特別区が共有する財源と位置付け、その一定割合を特別区の固有財源として保障
都区間の協議	・都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため「都区協議会」を設置(地方自治法第282条の2) ・東京都は特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ「都区協議会」の意見を聴かなければならない
都市計画交付金	・特別区が行う都市計画事業に対する補助(都市計画税に占める都市計画交付金の割合はR8予算ベースで10%程度)